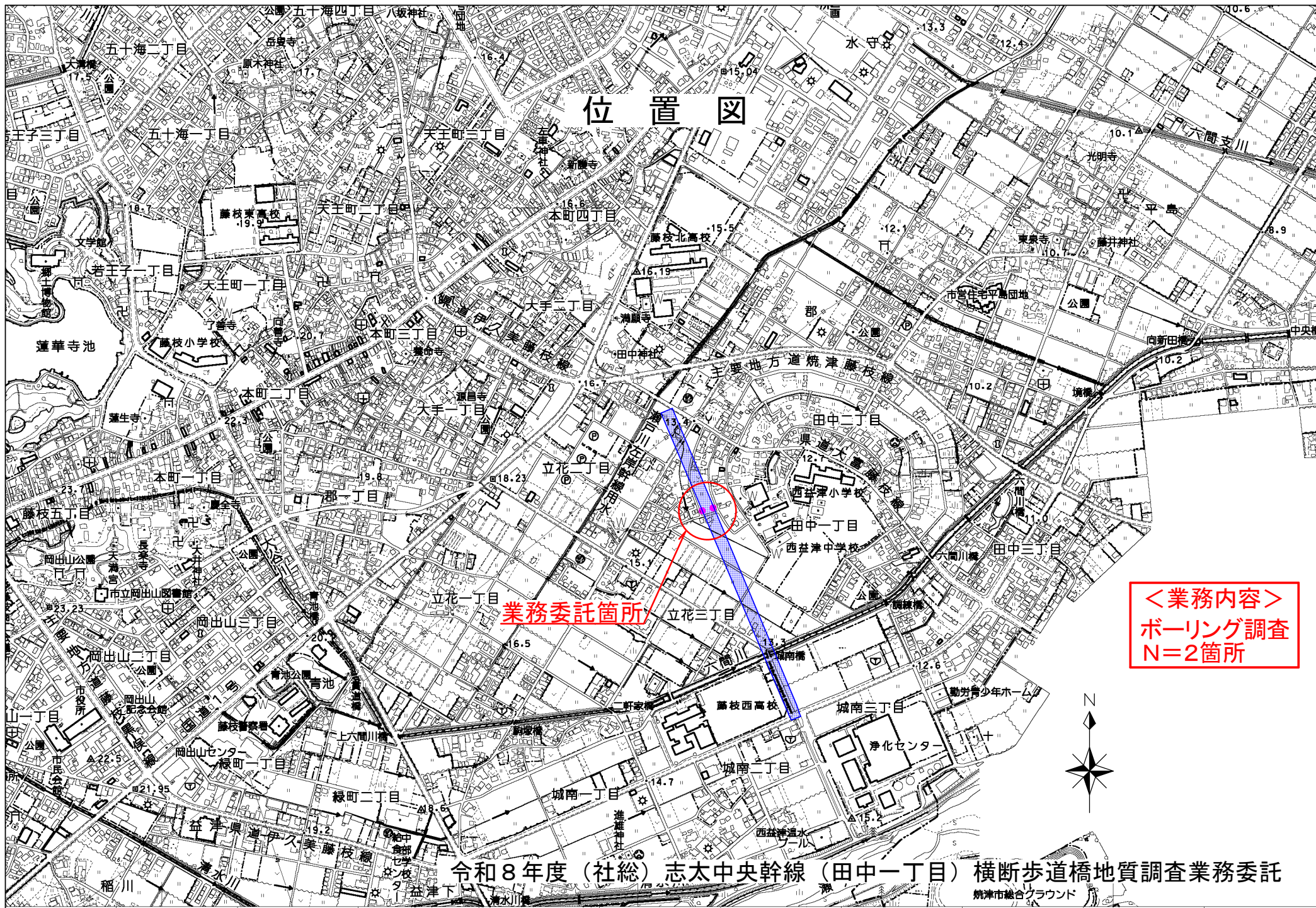




位置図

業務委託箇所

＜業務内容＞
ボーリング調査
N=2箇所

令和8年度（社総）志太中央幹線（田中一丁目）横断歩道橋地質調査業務委託

航津市総合クラウド

測量試験費内訳表（総括）

[illegible]

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地質調査業務委託					
一般調査業務費					
純調査費					
直接調査費					
- 地質調査業務	式	1			
-- 地質調査業務	式	1			
--- 機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング)	式	1			
---- 土質ボーリング φ66mm 粘性土・シルト ノンコア	m	48			地質第 1号表 深度0・50m・鉛直下方
---- 土質ボーリング φ66mm 砂・砂質土 ノンコア	m	2			地質第 2号表 深度0・50m・鉛直下方

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 土質ボーリング φ 6 6 mm レキ混じり土砂 ノンコア	m	3 4			地質第 3号表 深度 0 - 5 0 m・鉛直下方
---- 土質ボーリング φ 6 6 mm 玉石混じり土砂 ノンコア	m	1 2			地質第 4号表 深度 0 - 5 0 m・鉛直下方
--- サウンディング及び原位置試験	式	1			
---- 標準貫入試験（粘性土・シルト）	回	4 8			地質第 5号表
---- 標準貫入試験（砂・砂質土）	回	2			地質第 6号表
---- 標準貫入試験（礫混り土砂）	回	3 4			地質第 7号表
---- 標準貫入試験（玉石混り土砂）	回	1 2			地質第 8号表
--- 土質試験	式	1			
---- 土粒子の密度試験 3個/試料	試料	2 4			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 土の含水比試験 3個/試料	試料	24			
---- 土の粒度試験 沈降分析（ふるい分け含む）	試料	24			
---- 土の液性限界試験 JIS A1205	試料	24			
---- 土の塑性限界試験 JIS A1205	試料	24			
--- 解析等調査					
---- 資料整理とりまとめ（直接調査費分） ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本	式	1			地質第 9号表
---- 断面図の作成（直接調査費分） ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本	式	1			地質第 10号表
--- 電子成果品作成費等					
---- 地質調査報告書作成費 コア写真を含む	式	1			

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 地盤情報データベース検定費 ボーリング本数：土質=2本 岩盤=0本	式	1			地質第 11号表
間接調査費					
湿地足場仮設	式	1			地質第 12号表
旅費交通費（率）（区分：地質調査）	式	1			
施工管理費	式	1			
運搬費	式	1			地質第 14号表 M3006
準備及び跡片付け	業務	1			地質第 16号表
給水費	式	1			地質第 17号表 M3008
交通誘導警備員	式	1			地質第 19号表 M3005

測量試験費内訳表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査孔閉塞	式	1			地質第 21号表 M3007
諸経費	式	1			
解析等調査業務費					
直接人件費					
- - - 解析等調査					
- - - - 既存資料の収集・現地調査 ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本	式	1			地質第 22号表
- - - - 資料整理とりまとめ（解析等調査業務費分） ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本	式	1			地質第 23号表
- - - - 断面図の作成（解析等調査業務費分） ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本	式	1			地質第 24号表

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
---- 総合解析とりまとめ 試験種目数0 - 3種 ボーリング本数：土質=2本 岩盤=0本	業務	1			地質第 25号表
---- 打合せ等（解析等調査業務） 中間打合せ=1回	業務	1			地質第 26号表
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価					
一般管理費等	式	1			
地質調査価格総計					

土質ボーリング φ66mm 粘性土・シルト ノンコア					
金 円 1 m 当り			地質第 1号表 深度0 - 50m・鉛直下方		
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土質ボーリング (市場単価) φ66mm 粘性土・シルト	m	1			
せん孔深度による補正係数 (K1 - K3)	X				
せん孔方向による補正係数 (K8 - K11)	X				
小 計					
X補正係数 深度・方向による					
計					

土質ボーリング φ66mm 砂・砂質土 ノンコア						地質第 2号表
金	円	1 m 当り	深度0・50m・鉛直下方			
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土質ボーリング (市場単価) φ66mm 砂・砂質土		m	1			
せん孔深度による補正係数 (K1 - K3)		X				
せん孔方向による補正係数 (K8 - K11)		X				
小 計						
×補正係数 深度・方向による						
計						

土質ボーリング φ66mm レキ混じり土砂 ノンコア					
金 円 1 m 当り			地質第 3号表 深度0・50m・鉛直下方		
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土質ボーリング (市場単価) φ66mm レキ混じり土砂	m	1			
せん孔深度による補正係数 (K1 - K3)	X				
せん孔方向による補正係数 (K8 - K11)	X				
小 計					
X補正係数 深度・方向による					
計					

土質ボーリング φ66mm 玉石混じり土砂 ノンコア					
金 円 1 m 当り			地質第 4号表 深度0-50m・鉛直下方		
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
土質ボーリング (市場単価) φ66mm 玉石混じり土砂	m	1			
せん孔深度による補正係数 (K1-K3)	X				
せん孔方向による補正係数 (K8-K11)	X				
小 計					
X補正係数 深度・方向による					
計					

標準貫入試験 (粘性土・シルト) 地質第 5号表

金 円 1 回 当 り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額
標準貫入試験 (市場単価) 粘性土・シルト		回	1		
計					

標準貫入試験（砂・砂質土）					
地質第 6号表					
金 円 1 回 当 り					
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験（市場単価） 砂・砂質土	回	1			
計					

標準貫入試験 (礫混り土砂) 地質第 7号表

金 円 1 回 当 り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額
標準貫入試験 (市場準価) レキ混じり土砂		回	1		
計					

標準貫入試験 (玉石混り土砂)

地質第 8号表

金 円 1 回 当 り					
積 算 項 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
標準貫入試験 (市場単価) 玉石混じり土砂	回	1			
計					

資料整理とりまとめ（直接調査費分）
ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本
地質第 9号表

金 円 1 式 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
資料整理とりまとめ（土木・森林） 直接調査費分		業務			
小計					
【補正係数】（ボーリング本数による）		X			
計					

断面図の作成（直接調査費分） ボーリング本数：土質=2本 岩盤=0本						地質第 10号表
金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
断面図等の作成（土木・森林） 直接調査費分		業務				
小計						
【補正係数】（ボーリング本数による）		X				
計						

地盤情報データベース検定費
ボーリング本数：土質=2本 岩盤=0本

地質第 11号表

金 円		1 式 当り		施工管理費・諸経費対象外		
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
地盤情報データベース検定費						
		本	2			
計						

湿地足場仮設						地質第 12号表
金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
湿地足場、ボーリング深度50m以下						地質第 13号表
		式	1			
計						

湿地足場、ボーリング深度50m以下					
地質第 13号表					
金 円 1 式 当り					
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
足場仮設費（ボーリング深度50m以下）					
	箇所	2			
ボーリング深度50m以下の補正割増					
	X				
小 計					
X補正係数 深度による					
計					

M3006

運搬費

地質第 14号表

金 円 1 式 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
トラック運転経費 クレーン装置付トラック 2.9t吊3.5t積, 片道運転時間:1時間	日				
現場内小運搬費(特装車運搬(クローラ運搬))	式	1			地質第 15号表
計					

現場内小運搬費（特装車運搬（クローラ運搬））						地質第 15号表
金 円 1 式 当り						
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
特装車運搬（クローラ）（市場単価） 100m以下 総運搬距離		t	4.5			
計						

準備及び跡片付け

地質第 16号表

準備及び跡片付け						地質第 16号表
金 円		1 業務 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
準備及び跡片付け		業務	1			
計						

M3008

給水費

地質第 17号表

金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
給水費 (ポンプ運転)						地質第 18号表
		箇所	2			
計						

給水費 (ポンプ運転) 地質第 18号表

金 円 1 箇所 当り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額
給水費 (ポンプ運転) (市場単価) 20m以上150m以下		箇所			
計					

M3005

交通誘導警備員

地質第 19号表

金	円	1 式 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員						地質第 20号表
		式	1			
計						

交通誘導警備員

地質第 20号表

金 円 1 式 当り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額
交通誘導警備員B					
		人	8		4日、 2人
計					

M 3 0 0 7

調査孔閉塞

地質第 21号表

金 円 1 式 当り

積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
調査孔閉塞 (市場単価)	箇所	2			
計					

既存資料の収集・現地調査
ボーリング本数：土質=2本 岩盤=0本
地質第 22号表

金 円 1 式 当 り					
積 算 項 目		単 位	数 量	単 価	金 額
既存資料の収集・現地調査 (土木・森林) 解析等調査業務費分					
		業務			
小計					
【補正係数】 (ボーリング本数による)					
		X			
計					

資料整理とりまとめ（解析等調査業務費分） ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本						地質第 23号表	
金	円	1 式 当り					
積 算 項 目			単位	数量	単 価	金 額	摘 要
資料整理とりまとめ（土木・森林） 解析等調査業務費分			業務				1
小計							
【補正係数】（ボーリング本数による）			X				
計							

断面図の作成（解析等調査業務費分）
ボーリング本数：土質＝2本 岩盤＝0本
地質第 24号表

金 円 1 式 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額
断面図等の作成（土木・森林） 解析等調査業務費分					
小計		業務			
【補正係数】（ボーリング本数による）					
計		X			

総合解析とりまとめ 試験種目数0-3種 ポーリング本数:土質=2本 岩盤=0本 地質第 25号表					
金	円	1 業務 当り			
積	算	項	目	単位	数量
総合解析とりまとめ(土木・森林)					
解析等調査業務費分				業務	1
試験項目別による補正				X	
ポーリング本数による補正				X	
小計					
小計に補正割増を行なう					
計					

打合せ等（解析等調査業務） 中間打合せ=1回						地質第 26号表	
金 円 1 業務 当り							
積 算 項 目			単位	数量	単 価	金 額	摘 要
業務着手時			回				
中間打合せ			回				
成果品納入時			回				
計							

令和 8 年（社総）志太中央幹線（田中一丁目）横断歩道橋地質調査業務委託

特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、藤枝市が発注する「令和 8 年度（社総）志太中央幹線（田中一丁目）横断歩道橋地質調査業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、「業務委託共通仕様書 令和 7 年 1 1 月 静岡県交通基盤部」（以下、「共仕」という。）及び「土木設計業務等共通仕様書」（以下、「設共仕」という。）を準用するものとする。

2 業務の目的

本業務は、志太中央幹線の計画に伴い設置予定の横断歩道橋について、地質調査業務を行い、設計に必要な地盤資料を把握し、基礎設計および施工計画の策定を目的とする。

業務数量

別添「設計図書」を参照

3 地質調査業務

1) 土質ボーリング

「地質・土質調査業務委託共通仕様書」第201～204条による。位置については、設計図書に従うが、調査により、不都合がある場合は監督員と協議の上、周辺にて再度検討をする。それに伴い深度や孔径及び数量について変更が生じる場合は、監督員に報告すること。

2) 標準貫入試験

「地質・土質業務共通仕様書」第401～403条による。原位置における地盤の軟化や締まり具合の判定及び土層構成を把握するための資料を採取する。

3) 室内試験

設計図書に従い各試験項目を実施する。

4) 解析等調査

「地質・土質調査業務共通仕様書」第601～603条による。調査周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質・土質に関する総合的な解析取りまとめを行うこと。

4 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

5 成果品

- ・ 本業務の結果を基に報告書を作成し、次の成果を提出する。
 - ・ 報告書 A 4 版（パイプファイル製本） 2 部
 - ・ 電子データ（CD-R 又は同等品以上の電子媒体） 2 部
- 成果品の作成にあたり、根拠にした資料を確実に添付すること。

6 定めなき事項

本仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、監督員と書面による協議を実施するものとする。

委託業務の品質確保における特記仕様書（標準）

本業務の品質確保を徹底するため、引渡し後の成果物の品質に関し、留意事項を定めるものです。

1 設計図書等の作成（工事関連業務）

成果物の引渡し後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書等の作成及び修正を行うものとする。

（ア）設計と現場の乖離（設計と現場が合わない）により設計変更が生じたとき

（イ）設計の不備・誤謬等により設計変更が生じたとき

2 設計内容についての助言等（工事関連業務）

（１）重要な事項等に関しては、必要に応じて関係者へ説明を行うなど、支障が生じないよう適切に対応するものとする。

（２）成果物の引渡し後であっても、発注者が設計内容についての助言等を求めた場合においては、適切に応じるものとする。

（３）受注者は、発注者の指示において本業務に係る工事を請け負う者から協議事項や質疑事項に関して問い合わせ等があった場合、これを発注者によるものとして、誠意をもって適切に対応するものとする。

3 委託業務共通事項

（１）受注者は、成果物に契約不適合があった場合、完了検査等に合格したことをもって免れるものではないため、成果物に修正を施すなど誠実に対応するものとする。

（２）受注者は、発注者より期待した成果物と実態が乖離していると指摘を受けた場合、前項各号と同様に誠意をもって適切に対応するものとする。

障害者差別解消法等に基づく差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての留意事項に関する特記事項

（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

個人情報取扱特記仕様書

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返済等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者への周知

受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

10 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

遠隔臨場の実施に関する特記仕様書

本工事（業務）は、遠隔臨場の対象であり、受発注者間の調整により、遠隔臨場を実施することができる。

（定義）

第1条 遠隔臨場とは、建設現場において、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査のことをいう。

（適用）

第2条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等により映像及び音声を監督員又は検査員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信により相互に確認を行うことをいう。

（実施方法）

第3条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

（1）事前調整

受注者は、監督員と遠隔臨場の実施日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーションまたはサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

（2）実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

（実施手続）

第4条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

（1）事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

（2）立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認項目欄又は検査依頼書の検査の種類欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

（3）立会・段階確認、検査の実施

受注者は、所定の日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場で確認を実施するものとする。

（4）立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、段階確認・立会願（第2号様式）の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

（機材等の手配・仕様）

第5条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

- (1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。
- (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。
- (3) 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が保有するタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第6条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

交通誘導員の配置に関する特記仕様書（標準）

（交通誘導員の設計計上数量）

第1条 本工事の施工に際しては、設計書に計上した交通誘導員の人員を配置する。なお、配置場所等については、監督員と協議するものとする。

（安全対策）

第2条 受注者は、工事の施工に当たって交通整理等を行うときは、公共工事の円滑な執行に資することを理解し、事故のないよう適正に工事を実施しなければならない。

2 受注者は、工事の施工にあたって、交通整理等を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員と協議を行わなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。

3 受注者は、工事の施工にあたって交通整理等を行った場合、工事完了時に実施内容の判る写真、交通誘導員勤務実績表を併せて提出しなければならない。

（その他）

第3条 交通誘導員は、原則、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置するものとする。

2 現場代理人は、交通誘導員について、住民等から意見があった場合は、速やかに監督員へ報告し、協議を行うものとする。

3 現場代理人は、交通誘導員の点呼を取り、交通誘導員の健康状態や交通整理状況を常時把握し、異常のあるときは速やかに警備会社へ連絡し、交替を要請するとともに、交替要員が現場に到着するまでの間、交通誘導を要する現場作業は控えるものとする。

4 現場代理人は、施工区域内において、複数の他工事が重複する場合は、事故の未然防止及び安全対策に万全を期するとともに、他工事との調整等を図るなかで、交通誘導員を適正に配置するものとする。